

TAJ IMADOMEハロウィンフェスティバル2017 フードコート出店者募集要項

TAJ IMADOMEハロウィンフェスティバル2017を盛り上げて頂けるフードコート出店者を募集します。

ハロウィンに着目した本イベントは、音楽イベントを中心に、仮装コンテストやワークショップなどを開催し、新たな秋の風物詩となるべく、但馬ドームから「元氣」と「笑顔」を発信します。

1, イベント名称

TAJ IMADOMEハロウィンフェスティバル2017

2, 開催日時

平成29年10月21日(土) 15:00~20:00

3, 開催場所

全但バス但馬ドーム ドーム棟グラウンド

所在地:兵庫県豊岡市日高町名色88-50 TEL:0796-45-1900 FAX:0796-45-1901

4, 主催

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会 但馬ドーム

5, 入場数(予定)

5,000人

6, 入場料等

入場・駐車場ともに無料

7, 出店条件 ※(1)~(3)にあてはまる方を出店対象とします。

(1) 但馬地域にて店舗営業をしている方。

(2) 但馬地域在住者で露店営業をしている方または、営業が可能な方。

(3) その他主催者が適当と認める方。

8, 募集内容

ドーム棟グラウンド内のフードコートにて、軽食・スイーツ等の飲食物を販売される方5団体程度。

※飲食物の販売に加え、地元農家で収穫された農作物などの展示販売も可能とします。

※申込ブース数は1団体につき最大2ブースまでとします。

※フードコートの位置は別紙会場図面を参照してください。

9, 出店料について

(1) 間口2.7m×奥行き3.6m・・・・・・4,000円(1ブース)

(2) ケータリングカー・・・・・・4,000円(1台)

※その他、出店に係る詳細については、裏面を参照してください。

10, 出店申込と出店決定について

別紙の出店申請書(誓約書、本人確認書含む)にご記入の上、平成29年9月25日(月)13:00までに郵送にてお申し込みください。なお、申込者多数の場合は書類審査とし、出店者決定通知書を送付します。

申込先 〒669-5379 豊岡市日高町名色88-50

「TAJ IMADOMEハロウィンフェスティバル2017」フードコート出店者募集係

11, 出店場所の決定と提出書類について

出店場所については主催者により決定しますので予めご了承ください。また、出店決定後、営業許可証(露店営業)もしくは、臨時出店届の写し、火気使用申請に必要な書類を提出していただきます。(火気使用申請は但馬ドームにて一括で行います。)

1 2, 出店にあたっての留意事項

(1) 食品の出店について

飲食営業を行う場合に、営業許可証（露店営業）または、臨時出店届が必要になります。手続きが必要な方は、豊岡健康福祉事務所等への届出等法令上の手続きを出店者で行ってください。

メニューの検討の際に不明な点は、豊岡健康福祉事務所へ事前に問い合わせてください。

(2) 酒類の試飲・販売について

会場内での酒類の販売をされる方は、豊岡税務署への届出（期限付酒類小売業免許届出書）が必要になります。手続きは、各出店者で行ってください。

なお、飲酒運転の防止や未成年者の飲酒防止のため、試飲・販売に際しては自動車等の運転の有無や年齢の確認を徹底してください。

(3) 電気の使用について

①出店場所付近に仮設コンセントボックス1500W（別途料金3,000円）を設置します。なお、仮設コンセントの使用は原則として1ブースにつき1カ所とします。

②仮設コンセントボックスから各店舗までは、延長コードが必要（出店場所によって最大30m程度）となりますので出店者にてご準備ください。

③動力コンセントが必要な場合、工事の手配と費用、また電気使用料金（1kwにつき300円）は出店者の負担となります。

(4) プロパンガスの持込みは1本あたり5kg以下とします。

(5) 持ち込み禁止物品について

出店者は、次に掲げる物品の持込みはできません。

①発電機

②発火又は引火しやすいもの

③著しい火焰、煙等を発するもの

④著しい音響、振動、塵埃、悪臭を発するもの

⑤接触又は接近することにより、事故を起こすおそれがあるもの

⑥出店会場を汚染、損傷するおそれがあるもの

⑦その他、主催者が不相当と認めるもの

(6) 中止について

本イベントは、開催前、開催中に関わらず、災害発生時または、大規模災害の発生が予測される場合、中止する。開催前に中止の場合は、フードコート出店料は全額返金する。但し、イベント開催後2時間を経過して中止決定した場合は返金いたしません。

(7) その他

①給排水については、ドーム内地下1階の水道をご利用ください。但し、残飯等の廃棄は厳禁とします。

②ドーム内にてケータリングカー販売をされる場合は、エンジンを停止してください。

③出店用テントは主催者にて準備します。

④机（60cm×180cm）は、1ブースにつき2台を主催者にて準備します。それ以上必要な場合は、出店者でご準備ください。イスが必要な方はご相談ください。

⑤出店に関わる、各調理材は、出店者でご準備ください。

⑥会場内にゴミ箱は設置いたしません。販売した商品の空容器などのゴミについては、各出店者で回収し、処理してください。

1 3, 出店の取消

主催者は、出店者が本要項に違反すると認められるときは、出店を取り消すことがあります。

なお、これによって生じた損害については、主催者は一切その責を負わず出店料は返金いたしません。

1 4, その他

(1) 食品に関する事件や事故が依然として発生していますので、出店者一人一人がルールを守っていただきますようお願いいたします。

(2) 出店時の搬入・搬出経路等については、別途お知らせします。

(3) 当日は、会場内にてロックバンド等の音楽演奏や、ダンスパフォーマンス等、様々な催しを開催します。大音響を使用するため、騒音が予想されますので、予めご理解、ご了承の上お申し込みください。

(表)

出 店 申 請 書

平成 年 月 日

兵庫県立但馬ドーム館長 殿

出店申請者 住 所
 (責任者) ふりがな
 氏 名
 生年月日 昭和・平成 年 月 日
 電話番号 ()
 携帯電話 - -

私は、裏面の誓約書に署名した上、次の通り露店の出店を申請します。

期 間	平成 年 月 日(曜日)午 時 分から 平成 年 月 日(曜日)午 時 分まで	
営業補助者	1 住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
	電 話 番 号	() 携帯電話 - -
	2 住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
	電 話 番 号	() 携帯電話 - -
	3 住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
	電 話 番 号	() 携帯電話 - -
	4 住 所	
ふりがな		
氏 名		
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	
電 話 番 号	() 携帯電話 - -	
屋 号		
出 店 内 容	販 売 内 容 (詳細に記入してください)	
	希望ブース(台)数 <small>※1団体につき最大2ブース(台)</small>	<input type="checkbox"/> 間口2.7m×奥行3.6m(4,000円)を_____ブースで出店希望 <input type="checkbox"/> ケータリングカー(4,000円)を_____台で出店希望
	コ ン セ ン ト 使 用	<input type="checkbox"/> 必要 ※1ブース1500wまで <input type="checkbox"/> 不要
	プロパンガス持込	_____kg × _____本 ※1本あたり5kg以下とします。
食品衛生法 に基づく営 業許可	許 可 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
	許 可 番 号	
	営 業 種 別	
	許可証発行保健所	
使用車両 (ケータリングカー)	登 録 番 号	
	車 種 ・ 車 名	
	必 要 ス ペ ー ス	幅_____m × 奥行き_____m

(裏)

セールスポイント(詳細に記入してください)

誓約書

私は出店するに当たり、次の事項について厳守することを誓約します。

- 1 私は、暴力団員ではありません。
- 2 私は、暴力団員と同一生計の者ではありません。
- 3 私(当社は)、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係ではありません。
- 4 出店に関し、他人に名義を貸しません(私以外の者が営業しません)。
- 5 営業補助者として、暴力員を従事させません。
- 6 会場及びその周辺において、粗野又は乱暴な言動をしたり、入れ墨をちらつかせたりするなど周囲の人に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為はしません。
- 7 暴力団排除条例を遵守し、暴力団に用心棒代やみかじめ料等の利益を供与しません。
- 8 行事の関係者の指示には積極的に従い、行事の運営には全面的に協力します。
- 9 暴力団を排除するため、出店申請書等が関係機関に提出されることに同意します。
- 10 上記各事項に偽りがあった場合は、出店の不承認、出店承認の取消し又は露店等の撤去の措置をとられても、一切異議申し立てをいたしません。

平成 年 月 日

氏名 ④ 氏名 ④

氏名 ④ 氏名 ④

※ 出店申請者、営業補助者全員の署名押印

(必ず申請者及び営業補助者本人が署名押印してください。)

暴力団排除条例抜粋(利益供与の禁止)

第20条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団員がその人の業務を行うことを容認することの代償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与(以下単に「利益の供与」という。)をすること。
 - (2) 暴力団員がその人の業務に関する他人との紛争の解決又は鎮圧を行うことの代償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、利益の供与をすること。
- 2 何人も、前項に掲げる行為のほか、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って、利益の供与をしてはならない。(以下略)

※用紙が不足する場合はコピーにて対応してください。

本人確認書

- ・運転免許証の写し（カラーコピー）
- *有効期限内のもの
- *記載事項変更の場合は裏面も添付

- ・健康保険証などの顔写真がない身分証については、下部に顔写真（カラー）も添付してください

- ・運転免許証の写し（カラーコピー）
- *有効期限内のもの
- *記載事項変更の場合は裏面も添付

- ・健康保険証など顔写真がない身分証については、下部に顔写真（カラー）も添付してください

- ・運転免許証の写し（カラーコピー）
- *有効期限内のもの
- *記載事項変更の場合は裏面も添付

- ・健康保険証などの顔写真がない身分証については、下部に顔写真（カラー）も添付してください

- ・運転免許証の写し（カラーコピー）
- *有効期限内のもの
- *記載事項変更の場合は裏面も添付

- ・健康保険証などの顔写真がない身分証については、下部に顔写真（カラー）も添付してください

写 真

氏名（ ）

写 真

氏名（ ）

写 真

氏名（ ）

写 真

氏名（ ）

※用紙が不足する場合はコピーにて対応してください

但馬ドームハロウィンフェスティバル2017 会場図(案)

